お忘れなく！
市・県民税の申告

市・県民税の申告時期が近づいてきました。申告相談の受付期間は、2月16日(金)から3月15日(木)の間で、地域ごとに7ページから9ページの日程表のとおり実施します。申告が必要な人は、期間内に忘れずに申告してください。

申告相談受付期間
2月16日(金)▼3月15日(木)

申告が必要な人

次の内容に該当する人は、市・県民税の申告が必要です。

- 平成30年1月1日現在、庄原市に住所がある人で、平成29年中(1月1日～12月31日)の所得の合計額が基準額(28万円)を超える人
- 給与収入(賃金・パートを含む)の場合、年末調整をしていない収入が93万円を超える人
- 年金収入の場合、148万円(65歳未満の人は98万円)を超える人
- サラリーマン(給与所得者)で、給与以外の所得がある人
- 年金所得者で、公的年金など以外の所得がある人

※所得証明などが必要な人は、基準額以下でも申告が必要です。

確定申告が必要な人

次の内容に該当する人は、所得税の確定申告が必要となります。

- 事業所得や不動産所得、譲渡所得などがある人で、平成29年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える人
- サラリーマンで、
  ①給与の収入が2千万円を超える人
  ②給与所得以外の所得が20万円を超える人
  ③給与を2カ所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と給与所得以外の所得の合計が20万円を超える人
  ④年の中途に退職して、年末調整を受けていない人

医療費控除についての重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに〝**医療費控除の明細書**〟の添付が必要となりました。

医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。(税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。)

また、医療保険者から交付を受けた医療費通知(健康保険組合などが発行する「医療費のお知らせ」)を添付すると、明細の記入を省略できますが、次の6項目が記載されている必要があります。①被保険者などの氏名②療養を受けた年月③療養を受けた病院・診療所・薬局などの名称⑤被保険者などが支払った医療費の額⑥保険者などの名称

①～⑥のうち、一つでも欠けていると申告では使えません。

※「国民健康保険及び後期高齢者医療に係る医療費のお知らせ」を〝医療費控除の明細書〟の代わりに添付することはできませんので、ご注意ください(本人負担額が記載されていないため)。

医療費控除に関する詳しいことは、国税庁ホームページをご覧ください。

利用者識別番号の取得はお早めに

市役所で確定申告をする方は、自宅からインターネットを通じて申告する方と同様に「利用者識別番号」の取得をお願いしています。

市では申告当日の混雑を緩和するために、事前に「利用者識別番号」を発行しています。

まだ、お済みでない方は、お早めの手続きにご協力をお願いします。(本庁、支所のいずれでも発行可)

マイナンバーの確認と本人確認にご協力ください

申告書などには「**マイナンバー(個人番号)の記載**」と「**本人確認**」が義務付けられています。

申告相談へお越しになるときは、申告する方全員分の「通知カード」と「本人確認書類」、または「マイナンバーカード(個人番号カード)」を忘れずに準備してください。(郵送で提出の場合も写しの添付が必要です。)

申告に必要なもの

- 印鑑
- 農業や営業などの事業所得、不動産所得のある人は、「収支内訳書」または「月別集計表」など、収入や必要経費を整理したもの
- 給与・年金の源泉徴収票や支払証明書
- 生命保険料控除や地震保険料控除、寄附金控除などを受ける人は、支払証明書
- 国民年金の控除を受ける人は、保険料控除証明書
- 雑損控除を受ける人は、領収書や明細書(保険などの補てんがある場合は、その明細書など)
- 医療費控除を受ける人は、医療費控除明細書またはセルフメディケーション税制の明細書(様式は、市役所本庁・支所に用意しています。国税庁ホームページからもダウンロードできます。)
- スイッチOTC薬控除を受ける人は、健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを明らかにする書類(予防接種の領収書や健康診断の結果通知など)の添付または提示が必要です。
- 新規に障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳など障害の程度を証明するもの
- 肉用牛の免税を受ける場合は、肉用牛売却証明書
- 住宅借入金等特別控除(2年目以降)を受ける人は、住宅取得に係る借入金の年末残高等証明書など
- 所得税の納税・還付に金融機関の預金口座の利用を希望する方は、口座番号・通帳登録印

庄原地域　会場：市役所3階防災対策室　☎0824-73-1146

月 日	午前（受付：8時30分～11時30分）	午後（受付：13時～16時30分）
2/16(金)	春田町 峰田町のうち　津谷、仲蔵	峰田町のうち　峰、発展、赤川
19(月)	本村町のうち　上本 峰田町のうち　雪霜、片山、元実、大谷	本村町のうち　下本 上谷町
20(火)	本村町のうち　中本	川北町のうち　市場、茶屋、富田
21(水)	川北町のうち　大津恵、合の峠、田の平 盤の谷、秋国	川北町のうち　天満、下重行、上重行
22(木)	川北町のうち　八幡 門田町	川北町のうち　須川 濁川町
23(金)	実留町のうち　3区、4区	実留町のうち　1区、2区 一木町
26(月)	高町のうち　上組、市場	高町のうち　高取、上組上、三協、夜燈
27(火)	高町のうち　貝六 小用町	川西町
28(水)	殿垣内町 平和町	本郷町 尾引町
3/1(木)	木戸町	高茂町 水越町
2(金)	山内町のうち　行里、日向	山内町のうち　隠地、山王、七塚開拓 西本町一丁目
5(月)	戸郷町 中本町一丁目	市町 田原町
6(火)	宮内町	板橋町
7(水)	新庄町 西本町四丁目	是松町 高門町
8(木)	上原町のうち　南	上原町のうち　1区 掛田町
9(金)	七塚町のうち　東 西本町三丁目	七塚町のうち　西 本町
12(月)	川手町のうち　上組、中組	川手町のうち　沖組、下組 永末町
13(火)	中本町二丁目 東本町一丁目	三日市町（上原町のうち北後迫を含む） 東本町四丁目
14(水)	大久保町 東本町二丁目	西本町二丁目 東本町三丁目
15(木)	事務整理日（申告書の再提出・補完など）	

郵送による住民税申告を希望される場合は、市役所または最寄りの自治振興センター、庄原農協各支店に申告書などを用意しています。
問い合わせ　税務課市民税係　☎0824-73-1146

お気をつけください！

◇源泉徴収票や各種証明書は、必ず原本を持参してください。
◇申告用紙などの送付の有無に関係なく、申告が必要な人は、必ず申告してください。
◇市の相談会場に来られた場合でも、税務署へ相談をお願いすることがあります。
◇申告は郵送（3月15日消印有効）でもできます。
※郵送による住民税申告を希望する場合は、市役所本庁・支所または最寄りの自治振興センター、庄原農協各支店に申告書などを用意しています。

ご協力ください

①農業所得の申告をする人で、「収支内訳書」または「月別集計表」を作成していない人、医療費控除を受ける人で集計をしていない人は、会場で自ら集計していただきますので、時間がかかる場合があります。
②簡易申告日は、原則、年金所得のみの人と給与の還付申告などの簡易な申告をする人の相談日です。
③事務整理日は、原則、申告書を再提出・補完などをする人を対象とします。
④各地域の割当日に申告してください。
⑤申告者が集中した場合は、会場でしばらくお待ちいただくことがあります。
⑥税務署から申告書などが送付されている場合は、忘れずにご持参ください。
⑦各地域とも受付時間をご確認のうえ、必ず受付時間内にお越しください。

※土地・建物や株式などの譲渡、先物取引・山林所得、雑損控除、住宅借入金等特別控除（1年目）のある人は、直接庄原税務署へご相談ください。

問い合わせ
税務課市民税係
☎0824-73-1146
各支所市民生活係
庄原税務署
☎0824-72-1001

会場	口和地域 口和自治振興センター第2会議室 ☎0824-87-2213	東城地域 東城支所3階大会議室 ☎08477-2-5121	西城地域 西城支所2階大会議室 ☎0824-82-2124
月日	受付 9時～11時30分・13時～16時	受付 8時30分～11時・13時～16時30分	受付 9時～11時30分・13時～16時
2/16(金)	常定	新免、三坂	入江（小別当、入江住宅、的場、十日市上） 油木（上組、平組、灰庭）
19(月)	金田本谷、塩谷	戸宇	入江（ひばり団地、荻野、小坂、胎蔵寺） 油木（石原組、衣木組、中組、門平組）
20(火)	石谷、下金田	帝釈未渡、帝釈始終	大屋（大屋大戸、塩田、下本谷、本谷陽、本谷） 高尾（下高尾）
21(水)	元恒、出雲石	帝釈山中、帝釈宇山	大屋（寺谷、三田、二本栃、黒谷上、黒谷下、上今西、今西住宅） 高尾（上高尾、植木）
22(木)	宮下、宮下ハイツ、大久保	森	八鳥（八日市上、八日市下、清正、隠地、日南、小原谷）
23(金)	中郷、福祉村、深屋	川鳥、保田	八鳥（重国谷、法京寺、内京、奥八鳥） 中迫
26(月)	宮沖、永田市場、大塩	田黒、菅、受原	簡易申告日（西城、大佐、中野地域で給与・年金所得のみの人）
27(火)	池津、矢渕、湯木市場	竹森、千鳥	平子（奥名上、奥名下、中平子、土井原） 三坂（上市場、下市場）
28(水)	永石、永沢、一日市	内堀、小串	平子（竹原上、竹原下、竹之河内、馬場瀬、丑之河） 三坂（三坂中東、三坂中西、岩祖）
3/1(木)	伊与谷、岩根、川東、藤根	小奴可（川より西）、塩原	中野（下今西、有田、本郷、一日市、亀崎、宮の段）
2(金)	竹地本谷、芦原	小奴可（持丸・板井谷・川より東） 加谷	中野（兼利、胎蔵寺、荒槙住宅、中野住宅、西城病院、小原、大原山）
5(月)	槙原、麻志、落合、真金原	粟田（東区・南区）	簡易申告日（西城、大佐、中野以外の地域で給与・年金所得のみの人）
6(火)	大佐古、原畑、大月市場	粟田（中区・北区）	粟（粟上、粟中、粟沖） 熊野（別所、田鋤、梶谷）
7(水)	岡組、上組、皆原	久代	粟（粟下、大戸1～2） 熊野（長者原、下尺田、中尺田、上尺田）
8(木)	日南、吉木	東城	事務整理日 （申告書の再提出・補完等）
9(金)	向住	川西（宮平、比奈、上市、新丁、川西下）	西城（横町1～2、本町、中町） 小鳥原（一の組、地明）
12(月)	木原後庵、宮内市場	川西（陰地、上記以外）	西城（十日市上・中・下、明神町1～3） 小鳥原（仲仙道、保賀谷、坂根）
13(火)	桑垣内、中組、大草黒谷	川東（久松、下1～6）、福代	大佐（五日市1～3、五日市中、中央区、五日市上）福山
14(水)	田口、熊谷、紙谷	川東（上記以外）	大佐（松が平上、松が平下、大佐上、大佐下、大佐沖）
15(木)	事務整理日 （申告書の再提出・補完など）	事務整理日 （申告書の再提出・補完など）	事務整理日 （申告書の再提出・補完など）

会場	総領地域 総領支所2階会議室 ☎0824-88-3063	比和地域 比和自治振興センター2階特設会場 ☎0824-85-3001	高野地域 高野支所2階特設会場 ☎0824-86-2115
月日	受付 9時～11時30分・13時～16時	受付 9時～11時30分・13時～16時	受付 9時～11時30分・13時～16時
2/16(金)	全域	簡易申告日 （年金、給与の所得税還付申告など）	新市のうち 別所上市、和手川、土手、川角、東半戸
19(月)		木屋原上、木屋原中	新市のうち 上本町、下本町、祇園町
20(火)		木屋原下、絞り	新市のうち　新町、札場
21(水)	黒目 亀谷のうち 五郎丸を除く 五箇のうち 矢谷	小和田南	新市のうち　殿河内、西町
22(木)		小和田東	新市のうち 市原 南 全域
23(金)	亀谷のうち 五郎丸 五箇のうち 矢谷を除く 上領家 中領家	小和田北	和南原のうち 深石、隣組、和南原開拓
26(月)		福田上	和南原のうち　水谷、寸為、貝崎
27(火)	下領家、上市	福田下	和南原のうち　篠原、三沢、奥三沢
28(水)		元常	岡大内　全域
3/1(木)	事務整理日 （申告書の再提出・補完など）	比和谷	事務整理日 （申告書の再提出・補完など）
2(金)	稲草西、木屋	事務整理日 （申告書の再提出・補完など）	高暮　全域
5(月)		比和上、比和中、比和下	中門田　全域
6(火)	全域	布見	上里原　全域
7(水)		永原	下門田　全域
8(木)	市民生活係窓口 予備日 （やむを得ず、指定の日程に申告相談ができない方）	山王	奥門田　全域
9(金)		石ケ原	下湯川のうち　下湯川中、下湯川下
12(月)		越原	下湯川のうち　尻無、土居
13(火)		古頃上、中先途	上湯川のうち　俵原、餅実、笹谷
14(水)		古頃下、甲之邑	上湯川のうち　郷原、上湯川中
15(木)		事務整理日 （申告書の再提出・補完など）	事務整理日 （申告書の再提出・補完など）